



指定難病の申請手続は、各保健所へ

保健所名	所在地・電話番号	管轄区域
甲府市 健康支援センター (甲府市保健所)	〒400-0858 甲府市相生2-17-1 ☎055-237-2505	甲府市
中北保健所	〒407-0024 韮崎市本町4-2-4 ☎0551-23-3073	甲斐市 中央市 昭和町 韮崎市 南アルプス市 北杜市
峡東保健所	〒405-0003 山梨市下井尻126-1 ☎0553-20-2753	山梨市 笛吹市 甲州市
峡南保健所	〒400-0601 南巨摩郡富士川町鰐沢771-2 ☎0556-22-8155	市川三郷町 富士川町 早川町 身延町 南部町
富士・東部保健所	〒403-0005 富士吉田市上石田1-2-5 ☎0555-24-9034	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村

山梨県難病相談支援センターは山梨県福祉プラザ3階にあります



交通手段

- 車を利用される場合: 天神平甲府線 国立甲府病院西 駐車場有
- 路線バスを利用される場合: 甲府駅北口より(塚原行、上帯那行)
「山梨県福祉プラザ」下車

相談のご案内

- 相談時間は月～金曜日 9:00～16:00(祝祭日及び年末年始を除く)
- 相談は無料です。
- 難病患者さん・ご家族・関係機関の方、どなたでもご利用いただけます。
- 面接相談は予約制ですので、電話でご予約ください。

問い合わせ先

山梨県難病相談支援センター
〒400-0005 山梨県甲府市北新一丁目2番12号
山梨県福祉プラザ3階
TEL&FAX 055-244-5260

山梨県難病相談支援センター

検索

山梨県難病相談支援センター

一人で悩まないで・・・
一緒におはなししてみませんか



山梨県難病相談支援センター
(運営: 山梨県難病・疾病団体連絡協議会)

〒400-0005 山梨県甲府市北新1-2-12
山梨県福祉プラザ3階
TEL & FAX 055-244-5260
<https://www.nanbyou-soudan.jp>



難病とは？

わが国では、以下の①～④を満たすものを「難病」と定義しています。

- ① 発病の機構が明らかでなく
- ② 治療方法が確定していない
- ③ 希少な疾病であって
- ④ 長期の療養を必要とするもの

指定難病

難病のうち医療助成の対象になるものが「指定難病」です。

指定難病は、患者数がおおむね人口の0.1%程度(12万程度)以下であり、客観的な指標に基づく一定の診断基準が確立している疾患の中から、その患者が置かれている状況からみて、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものを、厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定します。

指定難病一覧は添付の表をご覧ください。



山梨県難病相談支援センター

ひとりで悩む患者、家族をなくさないために
どんなことでも、まずはお気軽にご相談ください。



難病相談支援センターは、難病法に基づき、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援などを行う拠点施設です。

山梨県難病相談支援センターは、平成17年に開設し、山梨県難病・疾病団体連絡協議会(山梨難病連)が県からの委託を受けて事業の運営を行っています。

利用対象者は、「難病」の患者さんやそのご家族、支援関係者です。

日常生活上の悩みや不安、心配ごとをひとりで抱え込まずにご相談ください。

こんな活動をしています

- 難病相談
療養生活上の不安や悩みなどの相談を難病相談・支援員が電話や面談で対応します。専門医による医療相談やピアソーター(同病・同じ立場にある当事者)によるピアカウンセリングも行っています。相談内容は守秘致します。
- 情報収集と情報提供
難病に関する医療、保健、福祉、労働等の情報を提供しています。難病に関する図書の貸出し、ホームページの運営、センター機関紙等を発行しています。
- 地域交流の推進
悩みや生活上の工夫などの共有を目的とした患者さんやご家族の交流の場づくり、患者会等の自主組織活動の支援を行っています。
- 講演会・研修会等の開催
患者さんやそのご家族、支援関係者等を対象とした講演会、研修会などを開催しています。
- 就労支援
ハローワーク等の労働関係機関と連携して難病患者の就労支援を行っています。
- 難病ボランティアの養成・育成
難病の方を支援するボランティアの養成・育成を行っています。